

武蔵野市立学校特別支援学級等に関する規則の一部を改正する  
規則

武蔵野市立学校特別支援学級等に関する規則（平成29年3月武蔵野市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>通級指導学級等</u> <u>通級指導学級</u>（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、主として児童又は生徒が在籍する市立学校以外の市立学校において特別の教育課程による指導を行う学級をいう。）<u>及び特別支援教室</u>（同条の規定により、<u>主として児童が在籍する市立学校において特別の教育課程による指導を行う教室</u>をいう。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>通級指導学級</u> 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、主として児童又は生徒が在籍する市立学校以外の市立学校において特別の教育課程による指導を行う学級をいう。</p> <p>(3) <u>特別支援教室</u> 学校教育法施行規則第140条の規定により、<u>主として児童又は生徒が在籍する市立学校において特別の教育課程によ</u></p>	<p>字句の改正及び削除</p> <p>字句の削除</p> <p>号の追加</p>

<p>(3) 特別支援学級等 特別支援学級及び通級指導学級等をいう。</p> <p>(名称等)</p> <p>第3条 特別支援学級等の名称、設置校又は拠点校及び障害種別は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通級指導学級等の区分)</p> <p>第5条 通級指導学級等において指導を受けることができる児童及び生徒は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認める児童及び生徒については、この限りでない。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通級指導学級等</p> <table border="1" data-bbox="226 1429 651 2002"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置校 又は拠点校</th> <th>障害種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">こだま学級 (略)</td> </tr> <tr> <td>はなみ ずき教室</td> <td>武蔵野 市立第 四小学 校</td> <td>情緒障 害等</td> </tr> <tr> <td>あさが お教室</td> <td>武蔵野 市立千 川小学</td> <td>情緒障 害等</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置校 又は拠点校	障害種別	こだま学級 (略)			はなみ ずき教室	武蔵野 市立第 四小学 校	情緒障 害等	あさが お教室	武蔵野 市立千 川小学	情緒障 害等	<p><u>る指導を行う教室をいう。</u></p> <p>(4) 特別支援学級等 特別支援学級、<u>通級指導学級及び特別支援教室</u>をいう。</p> <p>(名称等)</p> <p>第3条 特別支援学級等の名称、設置校、<u>拠点校、巡回校</u>及び障害種別は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通級指導学級等の区分)</p> <p>第5条 <u>通級指導学級</u>において指導を受けることができる児童及び生徒は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認める児童及び生徒については、この限りでない。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>通級指導学級</u></p> <table border="1" data-bbox="710 1429 1129 2002"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置校</th> <th>障害種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">こだま学級 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置校	障害種別	こだま学級 (略)			<p>号の繰下げ 字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>項の削除</p> <p>項の削除</p>
名称	設置校 又は拠点校	障害種別																		
こだま学級 (略)																				
はなみ ずき教室	武蔵野 市立第 四小学 校	情緒障 害等																		
あさが お教室	武蔵野 市立千 川小学	情緒障 害等																		
名称	設置校	障害種別																		
こだま学級 (略)																				

	校				
かわせ み教室	武蔵野 市立井 之頭小 学校	情緒障 害等			項の削除
こぶし 教室	武蔵野 市立桜 野小学 校	情緒障 害等			項の削除
こぶし 教室	武蔵野 市立第 二中学 校	情緒障 害等			項の削除
エコールーム (略)					
			エコールーム (略)		
			3 特別支援教室		
			拠点校	巡回校	障害種別
			武蔵野市 立第四小 学校	武蔵野 市立第 三小学 校及び 武蔵野 市立本 宿小学 校	情緒障害 等
			武蔵野市 立千川小 学校	武蔵野 市立大 野田小 学校及 び武蔵 野市立 関前南 小学校	情緒障害 等
			武蔵野市	武蔵野	情緒障害
					部の追加

<p>備考 (略)</p> <p>別表第3 (第5条関係)</p> <p>1 小学校</p>	<p><u>立井之頭</u> <u>小学校</u></p>	<p>市立第 一小学 校及 び 武蔵野 市立第 五小学 校</p>	<p>等</p>
	<p><u>武蔵野市</u> <u>立桜野小</u> <u>学校</u></p>	<p>武蔵野 市立第 二小学 校及 び 武蔵野 市立境 南小学 校</p>	<p>情緒障害 等</p>
	<p><u>武蔵野市</u> <u>立第二中</u> <u>学校</u></p>	<p>武蔵野 市立第 五中学 校及 び 武蔵野 市立第 六中学 校</p>	<p>情緒障害 等</p>
	<p><u>武蔵野市</u> <u>立第三中</u> <u>学校</u></p>	<p>武蔵野 市立第 一中学 校及 び 武蔵野 市立第 四中学 校</p>	<p>情緒障害 等</p>
<p>備考 (略)</p> <p>別表第3 (第5条関係)</p> <p>1 小学校</p>	<p>備考 (略)</p> <p>別表第3 (第5条関係)</p> <p>1 小学校</p>		

通級指導学級 等の名称	児童の在籍校	通級指導学級 の名称	児童の在籍校	字句の改正
こだま学級 (略)		こだま学級 (略)		
<u>はなみずき教室</u>	武蔵野市立第三小学校、武蔵野市立第四小学校及び武蔵野市立本宿小学校			項の削除
<u>あさがお教室</u>	武蔵野市立大野田小学校、武蔵野市立千川小学校及び武蔵野市立関前南小学校			項の削除
<u>かわせみ教室</u>	武蔵野市立第一小学校、武蔵野市立第五小学校及び武蔵野市立井之頭小学校			項の削除
<u>こぶし教室</u>	武蔵野市立第二小学校、武蔵野市立境南小学校及び武蔵野市立桜野小学校			項の削除
2 中学校				
通級指導学級の名称	生徒の在籍校	通級指導学級の名称	生徒の在籍校	
<u>こぶし教室</u>	全ての武蔵野市立の中学校			項の削除
エコールーム (略)		エコールーム (略)		

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。